

2019年度船橋市に対する具体的な要望と回答

2019/7/06 船橋市学童保育連絡協議会

項番	2018年度要望	2018年8月30日回答	2019年度要望
①	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂くようお願いします。</p> <p>船橋市行財政改革推進会議の意見書では、「放課後ルーム事業と放課後子供教室事業」が「類似・重複」とされています。この2つの事業は、その目的も役割も全く異なります。放課後子供教室開始後も、高学年のルーム利用者が増えていることが、その証拠です。放課後ルーム事業と放課後子供教室事業の一体化には反対です。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p>	<p>今後も公設公営で放課後ルーム事業の運営をしていく方針でございます。</p> <p>放課後子供教室との一体化につきましては、単純に一本化が良いとは考えておりません。様々な形でよりよい形を検討していきます。</p> <p>また、現在のところ、民間委託の要綱を定める予定はございません。</p>	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂くようお願いします。</p> <p>船橋市行財政改革推進会議の意見書では、「放課後ルーム事業と放課後子供教室事業」が「類似・重複」とされています。この2つの事業は、その目的も役割も全く異なります。放課後子供教室開始後も、高学年のルーム利用者が増えていることが、その証拠です。放課後ルーム事業と放課後子供教室事業の一体化には反対です。昨年の回答では、「より良い形を検討する」との回答でしたが、検討結果または経過を示してください。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p> <p>待機児童が発生している中、民間委託の要綱を定める予定はない理由を教えてください。</p>
②	<p>今年度4月時点では15小学校で、低学年での待機が発生しております。</p> <p>a) 3年生以下で待機が発生しているルームについては具体的な増設計画を示してください。特に深刻な、中野木・行田東・八栄・薬円台については、早急に対応してください。</p> <p>b) 民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用をさらに検討してください。</p>	<p>a)・b) 増設の必要があるルームにつきましては、小学校施設のほか、利用可能な公共施設や民間の借地、借家も含む学校施設外への設置を含め検討しております。</p>	<p>今年度4月時点では18小学校で、低学年での待機が発生しております。</p> <p>a) 3年生以下で待機が発生しているルームについては具体的な増設計画を示してください。特に深刻な、芝山西・坪井・薬円台については、早急に対応してください。</p> <p>b) 民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用をさらに検討してください。</p>
③	<p>大規模なルームでは、一ヶ所に多くの子どもが生活しています。支援員が活発な児童に気を取られ怪我の危険が増加します。支援員と言葉を交わせる子とそうでない子の差が大きくなり、おとなしい子どもに寂しさや不安感を与えます。それが理由でルームに行きたくないと言う児童は多くなります。中には、退所する児童も少なくありません。これでは保護者の就労が保障されないばかりか、子どもたちの人権がないがしろにされている状態です。</p> <p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65㎡]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5㎡]を残すとしています。「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p>	<p>a) 増設・改築の際には新基準にて整備を図ってまいります。</p>	<p>放課後児童クラブ運営指針では、「子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下」とされています。</p> <p>また、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、「支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下」となっていることから大規模ルームの解消が求められます。</p> <p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65㎡]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5㎡]を残すとしています。「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。※当面とされた経過処置は2014年であり、既に5年が経過しています。この質問にも、正面から回答してください。</p>

	<p>b) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。</p>	<p>b)大規模なルームがあることは認識しておりますが、現時点ではルームの分割についての計画はございません。施設・設備の配置や構造上などの問題から分割が難しいルームが多くありますが、あまりにも大規模なルームにおいては今後も個別に対応を検討してまいります。</p>	<p>b) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。 昨年の回答では、「個別に対応を検討」との事ですが、具体化をお願いします。</p>
④	<p>放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要な専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。 この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。</p> <p>b) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。 省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p> <p>c)施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。</p>	<p>a)障がい児への対応等に関する研修につきましては、今後も引き続き内容を精査して実施してまいります。</p> <p>b)定期的に学校や放課後子供教室と情報交換を行っており、今後も連携を図ってまいります。</p> <p>c)施設の増設に伴い、採用数を増やし対応しています。</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要な専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。 この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。 昨年度の実施回数・内容を教えてください。</p> <p>b) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。 省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p> <p>c)施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。</p>
⑤	<p>支援員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 非常勤職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。時間給は改善されましたが、近隣の自治体と比較してもまだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。</p> <p>b)放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。 この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>	<p>a)放課後ルーム支援員の時給単価につきましては、近隣他市と比べても遜色ない額となるよう、3年前に大幅な引き上げを行いました。今後も研究を続けてまいります。</p> <p>b)放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用しておりますが、現時点では、放課後ルームに常勤の支援員を配置することは考えておりません。</p> <p>c)支援員の配置基準につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定しております。条例につきましては、市のホームページ等で公開しております。</p>	<p>支援員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 非常勤職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。時間給は改善されましたが、近隣の自治体と比較してもまだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。</p> <p>b)放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。 この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>
⑥	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。 保護者が児童より先に出勤し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒にした後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません。長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を7:00からに早めてください。</p>	<p>土曜日等のいわゆる学校休業日につきましては、午前8時から午後7時までの間で開所しており、この時間は学校の登校時間等を基本に行っております。</p>	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。 保護者が児童より先に出勤し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒にした後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません。長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を7:00からに早めてください。 8:00開所は、学校の登校時間とのことです。ほとんどの学校は7:30前後の登校時間になっています。スクールガードも午前7時～8時前後で募集されています。</p>
⑦	<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけではプリントの配布で十分です。</p> <p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>	<p>保護者会では、お子さんの日常の様子をお知らせするようにしております。</p> <p>保護者会は、支援員と保護者または保護者同士が話し合える機会と考えておりますので、積極的にご発言ください。また、ご発言いただける様な進行を心掛けてまいります。</p>	<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけではプリントの配布で十分です。</p> <p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>

<p>⑧</p>	<p>支援員の配属前の研修を強化して下さい。 特に、放課後ルームの社会的責任と放課後児童支援員等の職業倫理についての研修を実施してください。</p> <p>放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルーム支援員の業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <p>運営指針には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校との連携</li> <li>2. 保育所、幼稚園等との連携</li> <li>3. 地域、関係機関との連携</li> </ol> <p>が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。</p> <p>全市が、組織的に対応できる体制を示してください。</p> <p>入学前の就学時検診時に、放課後ルームに関する保護者からの質問に回答できるような場を用意して下さい。</p> <p>運営指針では、 「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」 「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」 と定めています。 このマニュアルは、保護者にも公開してください。 また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。</p> <p>各小学校では、緊急連絡のメールが準備されていると思われます。各指導員がこの連絡網に登録しているかどうかの確認をお願いします。</p> <p>2017年3月厚生労働省発出の放課後児童クラブ運営指針解説書を、園長・支援員・補助員など関係者に配布し、自己研修を促してください。</p>	<p>配属前の研修については、担当課と検討してまいります。</p> <p>放課後クラブ運営指針については、全支援員に配布し、案内しております。解説書の内容についてもインターネット環境を整備し、閲覧可能な状況であることから、改めて今後の研修等を含め指導していきたいと考えております。</p> <p>入学前の就学時健康診断では放課後ルームの概要、問い合わせ先等を記載したご案内を配布させていただき対応しております。</p> <p>火災・地震・不審者対応等の訓練を毎年実施していますが、保護者を含めた防災訓練の実施につきましては、就労等を前提とした事業で実施することは困難と考えております。</p> <p>なお、学校の緊急メール受信については情報共有の面でも必要と考えておりますので、学校と協議してまいります。</p>	<p>a) 支援員の配属前の研修を強化して下さい。 特に、放課後ルームの社会的責任と放課後児童支援員等の職業倫理についての研修を実施してください。 昨年の回答では、職員課と検討との事でしたが、検討結果を教えてください。</p> <p>b) 放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルーム支援員の業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <p>運営指針には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校との連携</li> <li>2. 保育所、幼稚園等との連携</li> <li>3. 地域、関係機関との連携</li> </ol> <p>が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。</p> <p>全市が、組織的に対応できる体制を示してください。</p> <p>c) 入学前の就学時検診時に、放課後ルームに関する保護者からの質問に回答できるような場を用意して下さい。</p> <p>d) 運営指針では、 「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」 「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」 と定めています。 このマニュアルは、保護者にも公開してください。この点は必ず回答をお願いします。 また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。これは、保護者が防災訓練に参加するという意味ではなく、災害時にルームからの緊急連絡メールが疎通するかの確認です。</p> <p>e) 各小学校では、緊急連絡のメールが準備されていると思われます。各指導員がこの連絡網に登録しているかどうかの確認をお願いします。 昨年の回答にありましたが、学校との協議内容や確認内容を教えてください。</p> <p>f) 緊急時の場合に、ルームからの連絡を小学校の緊急連絡メールを通じても流すことができるように、事前の調整をお願いします。</p>
----------	--	--	---